

# 主観的事項に関する調査票

令和 年 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者職・氏名

担当者氏名  
担当者連絡先

## 評価点1 工事成績評定

令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に完成検査を受け、小松市から工事成績評定の通知を受けた工事（最終契約額が130万円を超えるもの。）について、工事業種ごとの成績評定の平均点により下記のとおり主観点数を加点・減点します。JVの構成員としての施工実績も含まれます。主観的事項に関する調査票の記載は、業種ごとに契約単位で行ってください。**申請業種を記入し、申請業種ごとの該当点を○で囲ってください。**

工事成績評定点の平均点 (小数点以下切捨て)	申請業種①	申請業種②	申請業種③
	工事	工事	工事
80点以上	+30点	+30点	+30点
75点以上 80点未満	+20点	+20点	+20点
73点以上 75点未満	+10点	+10点	+10点
70点以上 73点未満	+5点	+5点	+5点
65点以上 70点未満	0点	0点	0点
62点以上 65点未満	-10点	-10点	-10点
60点以上 62点未満	-20点	-20点	-20点
60点未満	-30点	-30点	-30点
受注工事なし	0点	0点	0点

## 評価点2 優良建設工事施工業者表彰

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に、小松市建設工事表彰実施要綱第2条第1項第1号から第4号に該当し受賞された実績により、受賞工事の業種ごとに主観点数を加点します。JVの構成員としての受賞も実績として認めます。**該当の点数を○で囲い、該当がある場合は工事業種を記入してください。(上限：+20点)**

受賞実績の有無	点数	受賞工事の業種
優良建設工事表彰	+20点	工事
建設技術提案工事表彰、人材育成貢献工事表彰、 環境共生貢献工事表彰 (上限：+10点)	+10点	工事
無	0点	

### 評価点3 技術者数

令和3年12月31日現在における建設業法第27条第1項の規定による技術検定に合格した者、監理技術者資格者証を有する者又は建築士法に規定する建築士の免許を有する者の実人数により下記のとおり主観点数を申請する全業種に加点します。**該当の人数を記入し、人数に付与数値をかけた点数と、その合計点数を記入してください。** (上限：+20点)

技術者の種類	付与数値 (1人あたり)	該当人数	合計点数
1級技術者 (監理技術者を含む)	+2点	人	点 (A)
2級技術者	+1点	人	点 (B)
合計点数 (A) + (B)			点

添付書類：経営事項審査申請時の検印 (受付印) のある技術職員名簿写し (氏名欄に1級又は2級で色分けし、マーカーでしるしをしてください。退職者がいる場合は退職年月日を明記してください。追加者がいる場合は追加記入し、資格と雇用を確認できる書類を添付してください。)

### 評価点4 指名停止措置の有無

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に、小松市の指名停止措置を受けた期間の累計により下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して減点します。なお、指名停止期間の始期が上記期間中に含まれる場合を対象とします。(指名停止期間の始期が令和2年12月31日以前の場合は、終期が令和3年1月1日以降であっても点数の対象となりません。)**該当の点数を○で囲ってください。**

指名停止期間 (累計)	点数
無	0点
1か月未満	-20点
1か月以上 2か月未満	-30点
2か月以上 3か月未満	-40点
3か月以上	-50点

### 評価点5 次世代育成雇用環境の整備

令和3年12月31日現在、「次世代育成支援対策推進法」第12条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し厚生労働大臣 (労働局) に届出をしている者 (行動計画期間中であること) 及び同法第13条の規定に基づく認定を受けている者に対し、申請する全業種に対して下記のとおり主観点数を加点します。**該当の点数を○で囲ってください。**

支援状況	点数
①常時雇用する労働者数が100人以下で「次世代育成支援対策推進法」第12条、の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣 (労働局) にその旨を届出している。	+5点
②常時雇用する労働者数が100人以下で「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づく認定を受けている。	+10点
③常時雇用する労働者数が101人以上で「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づく認定を受けている。	+5点
無	0点

(100人以下上限：+10点 101人以上上限：+5点)

添付書類：(届出) 厚生労働大臣 (労働局) に届出した書類で、受付印が押してあるものの写し  
(認定) 基準適合一般事業主認定通知書の写し

### 評価点6 障がい者の雇用状況

令和3年6月1日現在、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条に定める障がい者を法定雇用障がい者数を超えて雇用している者に対し、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。※障がい者数の算定方法は「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定によります。**法定雇用障がい者数、雇用障がい者数の人数を記入し、該当の点数を○で囲ってください。**(A) < (B) のとき加点されます。

雇用状況	法定雇用障がい者数 (A)	雇用障がい者数 (B)	点数
① 障がい者の雇用義務があり（労働者 43.5 人以上）、法定雇用障がい者数（法定雇用率 2.3%）を超える障がい者を雇用している。	人	人	+10点
② 障がい者の雇用義務がない（労働者 43.5 人未満）が、障がい者を雇用している。		人	
無			0点

- 添付書類：① ハローワークに提出した「障害者雇用状況報告書」（ハローワークの受付印あるもの）の写し  
 ② 障がい者であることを証明するものの写し（障害者手帳、療育手帳、障害者年金等）及び常時雇用していることを確認できるものの写し（健康保険証等、賃金台帳等直近3か月分）

### 評価点7 除雪・災害及びその他地域貢献の有無

令和3年度において、小松市との除雪・災害等の契約締結の有無及びその他地域貢献の有無により、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。**該当の点数を○で囲い、合計点数を記入してください。**

契約締結及び協力の有無		点数
除雪	自社調達で機械で道路除雪業務を実施する。 （機械及びオペレーターの提供）	+10点
	市から貸与された機械で道路除雪業務を実施する。 （オペレーターの提供のみ：自社調達の加点者は対象外）	+5点
災害	災害協力協定を締結している協会等の会員（（社）小松能美建設業協会、小松管工事協同組合、石川県電気工事工業組合、石川県瓦工事協同組合）	+5点
地域貢献	小松市消防団への協力（小松市消防団協力事業所表示制度実施要綱第4条第1号（2名以上の消防団員を5年以上雇用）に該当し、小松市消防団協力事業所に認定されたもの）	+5点
<b>合計点数</b>		<b>点</b>

(除雪：上限+10点)

**評価点数集計表**

各項目の点数及び、下記の業種別ランク表に対応するランクを記入

してください。

申請希望業種	評価点 1～2の 合計(A)	評価点 3～7の 合計(B)	評価点 総計(C) ((A)+(B))	経審点数 (D)※	総合点数 (C)+(D)	ランク
① 工事	点	点	点	点	点	ランク
② 工事	点		点	点	点	ランク
③ 工事	点		点	点	点	点

※ 経営規模等評価結果通知書の総合評定値 (P) の値を記入してください。

業種別ランク表 (点数は上の集計表の中の**総合点数**に該当)

	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク
土木一式工事	850点以上	710点以上 850点未満	590点以上 710点未満	590点未満
建築一式工事	770点以上	660点以上 770点未満	580点以上 660点未満	580点未満
設備工事 ※	770点以上	680点以上 770点未満	610点以上 680点未満	610点未満
舗装工事	840点以上	700点以上 840点未満	700点未満	
造園工事	690点以上	580点以上 690点未満	580点未満	
上記以外の工事	730点以上	690点以上 730点未満	650点以上 690点未満	650点未満

※設備工事・・・電気工事、管工事、電気通信工事、機械器具設置工事、消防施設工事、清掃施設工事